

第 3 7 回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成19年9月4日（火）

大阪キャッスルホテル6階 鴛鴦の間

開 会 午後2時

○縣課長代理 ただいまから第37回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、現在のところ欠席のご連絡をいただいておりますのは寺澤委員でございます。武智委員がまだ来られておりませんが、おそらく遅れておられると思いますので、時間の都合もございますので先に始めさせていただきます。

最初に、今回の審議会に先立ちまして、去る8月9日付で当審議会委員の改選がございましたので、そのご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、大阪府生活協同組合連合会の代表委員であられました山田様の後任として、大橋明美様をご就任されました。

続きまして、大阪商工会議所の代表委員であられました小川様におかれましては、新たに大阪建設業協会からの代表委員にご就任されました。

大阪商工会議所の代表委員につきましては、新たに松本清一様をご就任されました。

続きまして、大阪百貨店協会の代表委員であられました今岡様の後任としまして、山際直人様をご就任されました。

なお、今回の審議会から、事業者団体の代表を増員させていただいておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それでは、新たに委員としてご就任いただきました3名の方、ごあいさつをいただきたいと思います。最初に大橋委員、ごあいさつをお願いいたします。

○大橋委員 大阪府生協連合会から推薦していただきました大橋と申します。現在の役職は、大阪パルコープという生活協同組合の理事でございます。ずっと環境の活動などには関わってまいりましたけれども、水が専門分野でございましたので、廃棄物は、プラスチックごみが導入される前のモニターとして、何週間か黄色い袋にプラごみを詰めるというようなことも経験させていただいております。一排出者としての立場で意見を言ってよいと前任から言われておりますので、そういうスタンスでも参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

○縣課長代理 引き続きまして、松本様にごあいさつをお願いいたします。

○松本委員 大阪商工会議所の環境推進委員会の副委員長の一人として、今回、参加させていただくことになりました松本でございます。郡寫先生も同じ推進委員会で一緒な

んですけれども、前任の小川さんがそのまま委員としていてくださっているということなので、心強くさせていただいております。

私は、大阪ガスの環境部長として、この1年やっております、実は去年の夏までは日本ガス協会というガスの業界団体の環境部長を3年半ぐらいやっております。環境部長を延べ4年半やっておりますが、エネルギー会社ということもあって、環境と言えば主にCO₂ がらみが多くて、あまりごみの関係には携わっていませんでしたけれども、いろいろ勉強しながら、小川さんのご意見も聞きながら、協力させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。(拍手)

○縣課長代理 引き続きまして、山際委員にごあいさつをお願いいたします。

○山際委員 大阪百貨店協会からご推薦いただきました山際でございます。私、本籍は近鉄百貨店でございまして、近鉄百貨店でCSR推進本部を担当させていただいております。と申しましても、担当いたしましてまだ1年にも満たない、全くの素人でございまして、でありながら大阪百貨店協会の上位団体でございます近畿百貨店協会の環境委員長まで仰せつかっておりますので、皆様方とともにいろいろと勉強させていただきたいと思っております。特に廃棄物につきましては、自社も含めてでございますけれども、まだまだ勉強しなければならぬことがたくさんある。正直そういう状態でございまして、いろいろ教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。(拍手)

○縣課長代理 今回の委員改選でご就任いただきました委員の皆様におかれましては、別途お配りしております封筒の中に委嘱辞令を同封させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきますと思います。

(配付資料確認)

○縣課長代理 それでは、本題に入らせていただきます。郡寫会長、よろしく願いいたします。

○郡寫会長 残暑厳しいところ、皆様方お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、毎日新聞から写真撮影の許可を求められていますけれども、許可してもよろしくございますでしょうか。

それでは、許可をさせていただきますので、審議が始まる前までよろしく願いしたいと思います。

まず、本日の資料につきまして、ご説明をよろしく願いいたします。

○辻課長 それでは、本日の資料についてのご説明をしたいと思います。「第37回大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料1」と「参考資料」を見ていただきながらご報告をすることになりますので、よろしくお願いします。

資料1の1ページは、第36回審議会の審議内容の集約ということで、前回ご審議いただきました大規模建築物における減量施策につきまして、大阪市の現状認識と取り組むべき減量施策としてまとめさせていただいております。今日は、2ページの中小零細事業者における減量施策について以降、5ページまでを参考にご議論をお願いしたいと思います。

資料は事前に送付させていただいておりますので、ポイントのみ簡略に説明をさせていただきたいと思います。

1ページ、第36回審議会における審議内容の集約として、1番目は大阪市の現状認識でございます。資料をもとにご議論いただいたわけでございますけれども、大規模建築物と申しますのは、約2,400件ございまして、いわゆるビル管理法の対象となっております。延べ床面積3,000㎡以上の建物を中心に、平成5年から減量・リサイクル指導をやってまいりました経過がございます。経年的には、平成11年から事務所ビルにつきまして2,000㎡以上、大規模小売店舗は1,000㎡以上に拡大するなど、それぞれその対象を拡大する取り組みをしてまいりました。そこでは、所有者なり管理者の皆様積極的に取り組みをしていただきまして、ほぼ減量・リサイクルの取り組みが定着をしてきたのではないかと認識しております。

また、資源化率で見えますと、建物の用途、品目別に差はございますけれども、年々増加をしてまいりまして、資源化率も安定をしているという状況認識でございます。特に、紙と缶、びんの資源化率が高くなっております。それから、紙類、缶、びん以外のものをリサイクルするには、リサイクルすべき品種が非常に多種多様なために、リサイクルするために最低必要な量を確保することが非常に困難だという課題、それから、リサイクルルート未整備などの課題があるということでございます。

新たに平成19年度から1,000㎡以上の事務所ビルにごみ減量指導の対象拡大を図るということもございますけれども、前回ご報告申し上げましたように、テナントビルが非常に多くて、大規模建築物のように廃棄物管理責任者が設置されていないとか、ビルの管理体制が確立していないところが多い。また、ごみの保管場所が確保されていない、ビル全体から出るごみの量も把握されていないなど、多くの課題がございまして、これ以上小規模の対象物件に拡大していくのは非常に困難ではないかという認識でございます。こういう

点につきましては、小川委員や東元専門委員からもご意見をいただいたところでございます。

次にそうした現状認識から、取り組むべき減量施策としていただきましたご意見について簡単にご報告いたします。まず資源化率の向上に向けてということでは、「アクティ大阪」のごみ分別の取り組みをご紹介させていただきました。そういう先進事例を積極的に普及啓発を行うことや、管理者なり所有者にごみ分別排出の指導をきちっとしていく体制が必要ではないかということで、服部委員からご意見をいただいたところでございます。

資源化が進んでいない「その他紙」については、細部にわたる資源化率の向上が必要であるということで、例えばリサイクルルートの調査とか情報発信の必要性に関しまして、東元専門委員からご意見をいただいたところでございます。

もう1つ、大きな問題でございますバイオマスなどの取り組みに関しまして、藤田副会長や小畑委員、中根委員からも、市と事業者が連携してもう少し検討を進める必要があるのではないかとご意見もいただいたところでございます。

その他のご意見といたしまして、リサイクルと併せて発生抑制に向けた取り組みが必要であるということで、細見委員や宮川委員から頂戴したところでございます。例えば自販機におけるマイカップの使用。また、大阪市は各町会ごとに約4,000名のごみ減量推進員を創設させていただきました。その方々が中心になり、地域のごみ減量に取り組んだり、集団回収の指導、ガレージセール等の指導に取り組んでいただいております。そのごみ減量推進員を通称「ごみゼロリーダー」と申しておりますけれども、そうした方々のお役目を事業系のところへ拡大できないか。そんなことを創設していくのも発生抑制に向けた取り組みの方法であるということで、ご意見をいただいたところでございます。それらを含めて、さらに新しい制度の創設とか普及啓発の手法をもっと検討していくべきではないかということで、花嶋委員からもご意見をいただきました。大規模建築物における減量施策につきましては、そういった審議内容でございます。

それでは、本日ご審議をいただく中小零細事業者におけるごみの減量施策でございますが、2ページの下段を御覧ください。現在の状況を図式化し整理しております。大規模建築物と中小零細企業で許可業者さんが収集しておられるところはすべて有料で収集されております。大規模建築物の数は2,395件ございまして、これにつきましては、既に課題、方向性を整理させていただきました。従って、許可業者収集の中小零細に関わる部分、それから直営収集といひまして大阪市が直接集めている部分のうち、中小零細（受託）と書

いておりますのは学校とか公共施設の関係ですが、これは有料で収集をしております。

もう1つ大きな課題は、大阪市では、ごみの排出量と市民サービスを基準として、ごみ収集が有料か無料かを決めておりますので、排出日量が10kg未満で週2回収集であれば、ご家庭のごみ、事業者のごみに関わらず無料で収集しているところがございます。

今回ご審議の対象となりますのは、直営収集の中小零細の10kg未満と中小企業（受託）と表現している部分、それから許可業者収集の中小零細部分につきまして、どういうふうにごみの減量施策を検討していったらいいかという視点から、ご議論をお願いしたいと考えております。

そういう整理をさせていただきました上で、2ページの1番、現状と課題でございますけれども、中小零細事業者の減量施策につきましては、まだ排出実態を十分に把握できていないというのが実情でございます。そこで、当局の職員が中心となって、本市が無料収集している事業所を対象として行った、事業所がどれだけあるか、どれぐらいの量を出しているかということ进行调查させていただいたものでございますけれども、その結果では約8万2,000事業所、8.7万tぐらいを大阪市が無料で収集している状況でございます。

中小零細事業所における課題といたしましては、排出実態が十分に把握できていないことや、排出事業所にとっては、ごみ減量に対する意識の高揚とか、分別・保管にかかる人手、スペース、経費負担という課題があるのではないかと想定しております。収集運搬に関しましては、非常に収集効率が悪いのではないかと。例えばリサイクルするにしても、資源化物の発生する単位が非常に少量でございますので、仮に2t車をいっぱいにするには、かなりのところ（件数）を回らないといけないとか、資源化物が少量ずつ点在しているという課題があるのではないかと思っております。

それから、10kg未満の排出事業所においては、事業系ごみの無料収集をしておりますけれども、排出者責任を徹底する観点から、いつまでもこういう取扱いを継続することがいいのだろうか。ここのごみ減量施策をどういうふうにすべきかということが課題ではないかと思えます。

3ページに行きまして、中小零細事業所につきましては、なかなか排出実態が把握できておりませんので、どういうところをターゲットにごみの減量をしていったらいいかということについて、非常に悩むところがございます。そのため他都市の事業系ごみの調査を参考にさせていただきまして、大阪市の場合をシミュレーションいたしております。大規模建築物の関係でも、資源化量が多い紙ごみ、特にダンボール、新聞紙、OA紙など、こ

ういうものが非常にうまくリサイクルされておりましたので、ひとつの仮定として紙ごみの量はどのぐらいあるかという推計を出したものが①でございます。

試算1は、京都市が実施されました事業系ごみ分別収集モデル事業の中の「事業系ごみ総量に対する資源化可能物の割合」という調査がございましたので、それを参考にさせていただきますと、組成率が24%ぐらい、それが紙ごみの量になります。それを大阪市の量で見ても見ますと、積算ベースは115万tになりまして、約28万tの紙ごみが発生するだろうと推測できるということですが、大規模建築物のごみ減量リサイクルの取り組みの中で約12万tは既にリサイクルされておりますので、残りのごみとしては16万tぐらいが想定できるのではないかとシミュレーションでございます。

試算2では、府下の都市、特に吹田市とか茨木市など6都市ですが、許可業者収集のごみ質ということで、平成8年～13年の分を集約して見ますと、組成率が18.7%ぐらいになりまして、紙ごみの発生量は約15万tぐらいになる。

15万tと16万t、大体イコールかなということで、15万tすべての協力が得られるということにはなりませんので、仮に60%をリサイクルの方へ回していただくという協力が得られた場合、大阪市の「一般廃棄物処理基本計画」で定める事業系ごみの減量目標、これは平成16年度と比べて平成22年度に約10%、9.5万tほど減量していこうという目標ですので、それと大体イコールになります。1つの議論の素材として提供させていただいています。

この9万tをどういうふうに減量していったらいいのかという考え方を、4ページに整理して示させていただいております。この取り組みにあたっての基本的な考え方としては、まず排出者責任に基づいて事業者自ら取り組みを推進することでございます。そのため大阪市の、事業者の取り組みに対するコーディネーターをするという2つになるのではないかと考えております。この考え方は紙ごみのリサイクルが、元々民間事業として経済ベースで行われてきたものでございますし、住民と業者との信頼と協力関係で成り立ってきたものでございます。大阪市としては、市場の需給バランスの上にできあがってきたものがありますから、そういう循環の輪が回り続けるようなシステムを確立していくことが必要なのではないかと考えております。

また、「循環型社会形成推進基本法」の中でも、3R、発生抑制とか再使用、再生利用ということが基本でございますが、その中でも排出者責任とか拡大生産者責任ということで、事業者自らが廃棄物の発生を抑制していくという方向が示されているところでござい

ます。従って、紙ごみは現在有価で回っておりますので、それを資源として回す以上、回るシステムに賛同者を多くして、そのパイプを太くしていくことが必要ではないかという認識でございます。そのため、大阪市がそのためのコーディネーターみたいな役割を果たすことが基本と考えております。従って、大阪市が自ら収集をすとか、そこに税を投入して何かをするという方式は採用すべきではないということ、基本的な考え方としてお示しさせていただいているものでございます。

そういう立場に立つならば、具体的な減量手法としてどういうことがあるかということで、3つの手法を提起させていただいております。回収業者による回収、排出事業者が連携した回収システムの構築、それから地域における集団回収の活用という3つでございます。

回収業者による回収といいますのは、中小零細事業所と回収業者が民民の契約によって個別回収を図るということでございまして、これは既存ルートの活用が図られるというメリットがございます。課題としては、保管スペースの確保の問題、回収業者との調整が必要だという問題、また収集運搬に関わりましては、一定量を確保できる体制の整備をどうするかということが検討課題ではないかと思っております。その場合の大阪市の役割といたしましては、回収業者に情報提供。例えば回収事業者の一覧表を作成することによって、取り組みをコーディネートすることがございます。

排出事業者が連携した回収システムの構築でございますけれども、オフィス町内会をイメージしております。参考資料の1ページに、オフィス町内会のイメージについて書いております。A～H社までがグループになりまして、紙ごみなり資源化できる物を集めていこうということで、例えばB社からはあまり出てこないということでありましたら、D社と連携をして、そこにB社の分を集めて持ってくる。F社、G社はまったく保管スペースがないので、スペースがある会社と協力をする。それらがグループになって、グループリーダーを決めて、資源回収業者と回収契約をすることによってリサイクル・減量を図っていこうということでございます。

これの一番大きな課題は、中心的なリーダーとなる事業所があるのかどうかでございます。平成9年に、ごみ減量施策に関わる審議会答申の中でもオフィス町内会を提案していただいておりますけれども、なかなか中心になる事業所がないということもあって、拡大ができていないのが実情でございます。改めて今回、事業系ごみゼロリーダー創設を提起いただいておりますので、そうしたことの検討とあわせ、こうした仕組みをつくって

くのが大阪市の役割ではなかろうかと考えております。

もう1つは、地域における集団回収の活用でございます。大阪市内で現在1,877団体ほど地域の集団回収団体がございますので、そこと中小事業者が一緒になって地域の集団回収に取り組んでいただくということで、企業さんにとっては企業市民意識の構築、CSR的な貢献ができるのではないかと同時に地域の活性化も図れるのではないかと考えてございます。排出事業者にとっては、保管スペースの問題とか集団回収団体の把握とか、そこの調整がございますけれども、地域によっては特に集団回収が少ないところについてどうしていくかが課題でございます。大阪市としては、そうした企業さんと集団回収の団体とのマッチングを促進することが役割ではないかと考えております。

いずれにしても、現在より古紙の回収量が増量しますので、市場価格への影響が予測されます。今は古紙の価格も若干上がってきているような状況もございますが、例えば過去に行政回収することによって民間ルートをつぶしてきたということもございますので、そんなことを十分に考慮しながらこれからの取り組みを進めることが必要ではないかと考えております。

5ページ、今日議論いただくもう1つの大きな課題ですけれども、10kg未満の排出事業所に関してでございます。10kg未満の排出事業者につきましては、大阪市の場合、長い間無料でごみを収集してきましたが、事業系のごみでありながら、いつまでも無料で収集していいのかどうか。無料収集のあり方そのものを議論していかなければならないのではないかと思います。

廃棄物処理法では一般廃棄物については市町村に統括的な処理責任がございまして、事業系ごみを市町村が収集することについて法的には問題はございません。しかし、事業者自らの処理責任も定めておりますので、そうした状況の中でいつまでも大阪市の事業系ごみを無料で収集するのはいかながなものかという問題がありますので、それを解消し、ごみの減量を図っていくために、経済的なインセンティブというか、そういう基準を撤廃して有料化を図っていくのも1つの大きな手だてではなかろうかと考えております。その場合、排出事業者への啓発指導とか、不法投棄の問題とか、住居併設事業所において家庭系ごみと事業系ごみが明確に区別ができるのかどうかということが課題になってくると思います。

参考資料の2ページに、他都市の事業系ごみの取扱手数料についてお示ししております。一番下に大阪市の廃棄物条例に関わる分を掲載しておりますけれども、事業系ごみの収集

形態は、大阪市の場合は、市、排出者自ら、または許可業者が収集運搬することとなっております。収集運搬手数料は、1日排出量10kg以上の場合は有料ですが、それ以下の場合には無料です。ところが、他都市の例を見ていただきますと、例えば横浜市は、事業系ごみは排出事業者が自ら運搬するか、一般廃棄物の収集業者との契約に基づいてやってくださいということになっています。ただ、住居併設の事業所については、一部市が収集するケースはございますけれども、原則はすべて排出事業者が自ら契約するか運搬する。名古屋も神戸も、基本的にはそんな方向でございます。手数料につきまして横浜市は、市のほうで収集をいたしませんので、収集運搬手数料についても規定がございません。名古屋とか神戸については、上限規定はございますけれども、事業系ごみは事業者自ら、あるいは契約によって収集運搬していこうという方向でございます。

以上、非常に雑駁な説明でございましたけれども、今日は資料1の2ページから5ページに関わります内容につきましてご議論をいただきたいと考えております。それから、第36回の審議会の中で提起させていただきましたアパート・マンション等で資源の分別ができていないという課題につきましては、改めて次回に資料等もお渡しいたしまして、議論を深めていただきたいと思います。

○郡塙会長 今までの審議会での議論で、大規模建築物、いわゆる大規模な排出事業者については、ある一定のご意見をいただいていたわけですがけれども、今日はその次の段階としまして、中小零細企業における紙ごみのリサイクル・減量化について、3つほどの方式をまとめていただいております。中小零細の紙ごみのリサイクルを中心とした減量化施策のあり方、それからもう1つは10kg未満の排出事業者に関する無料収集のあり方についてという、2つの議論でございます。活発な議論をしていただきたいと思います。

まず、今の事務局のご説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○服部委員 まず、質問と確認をさせていただきたいのですが、今回検討の対象になっております中小零細事業所の市内における分布がもし把握できているのであれば、地域的な変化を含めて、口頭で結構ですので、例えばどの地域に多いとか、ご紹介をお願いしたいと思います。これが1点目です。

2点目も同じく質問ですがけれども、中小零細事業所と一括りに申しまして、さまざまな業種があると思いますが、その業種に伴って発生するごみの内容も、差が生ずると思いますので、現状を把握されておりましたら、どのような業種業態が多いかということにつ

いて、さきにご紹介をお願いしたいと思います。以上です。

○村田委員 服部先生の最初の質問に関係するわけですけど、中小零細事業者というのは、市域にばらまかれているといいますか、埋没しているといえますか、混在しているところがほとんどだと思います。10kg未満では無料となっていますけれども、それとの関係で、無料になっているのは事業者も一緒だと思うんですけど。

と言うのは、4ページのところです。大阪市が事業者の取り組みに対してコーディネーターの役割を果たすと。これは、収集のことはまた別に考えてということなんですか。例えば許可業者さんに任せて、あるいは事業者が自らやるということで、大阪市は中小零細事業者の収集からは撤退するということを将来方向としてやっているのかどうかということ。

それと、次は法律の解釈論ですけども、5ページの廃棄物処理法では、収集することについて法的には問題はないと。当然そうなんですけれども、費用の負担と収集をやはり分けて、同じように費用を負担しても問題はないわけですけど、区別して、費用はまた別途に考えるべきではないか。あるいは有償にするか無償にするかは、収集することとは別に切り離す必要があるのではないかという感じがした次第です。以上、2点です。

○郡鴫会長 事務局から、ご質問にお答えいただけますでしょうか。

○辻課長 市内の中心区、北、中央、西区が事業者が多いということくらいしか、今は把握してなくて、業種につきましても、そこまで資料として取れていないという状況でございます。我々としても、取った上でご議論いただくことが本来だと思いますけれども、業種ごとにどうかということなど排出実態が十分把握しきれないので、全体として大きなウェイトを占める紙ごみというところに焦点を当てたら、このぐらいになるのかなという、提起をさせていただきました。

それから、村田先生がおっしゃいました10kg未満の取扱いですけども、我々としては、そういう方向性を決めて提起をさせていただいたということではなくて、中小零細の議論をしていくについては、無料になっている事業系のごみについても減量に取り組んでいただかなければいけない。その減量についてどういう方向がいいのかという1つの手法として、長年無料だったんですけども、ごみ減量へのインセンティブとして、他の都市でなさっているような有料化という方向はどうかということで、検討素材として提起させていただきました。

従って、例えば直営から業者収集へ渡すとか、そこまでの議論はしていない。むしろ10

kg未満の小さな事業所についても、きちっと排出量に応じた対価を取ることによって、ごみの減量を図っていくのはどうかという提起をさせていただいたということです。

○村田委員 先ほどの費用負担と収集の実務とは分けて考えるべきではないか。それと、大阪市は事業者の取り組みに対してコーディネーターの役割を果たす。収集もしますけどコーディネーターもやりますよという方向性があるのかどうか。

それに関連して、いわゆるごみゼロリーダー、これは家庭系、あるいは町内会の住居系に主として活躍されている方々だと思いますけれども、近所のまちの中の食堂とか、何か部品をつくっているとか、住居の中でやっておられる方々が大阪は非常に多いですね。いわゆるマンションメーカーというんですかね、家の中で何かつくる。そういう方たちとごみゼロリーダーの関係というのは、今はゼロなんですか。あるいは、何かの関連を持って活動をされているのでしょうか。

○辻課長 村田先生がご指摘のように、家内工業的に事業所と実際の生活が一緒のところは確かにございます。今のごみゼロリーダーは、町会にご参加いただいている方の中で選んでいただいておりますので、その中で、例えばガレージセールに取り組みられる場合につきまして、そういう事業者の方がご一緒に参加いただいている場合もあるかもしれません。実際に事業者とごみゼロリーダーさんがどういうふうになさっているかは、町内会の取り組みの1つとしてのご協力があるのではないかと思いますけれども、今日、武智委員が来られたら、その辺はよくわかると思います。

○村田委員 市のほうからは、一緒にやってくれということは指導してないんですか。

○辻課長 町内会の中で、その人が中心になってガレージセールをやりましょうということであれば、そういう方にも呼びかけておりますので、ご参加いただければその中で、ご一緒にやっていたらものと理解しております。

○村田委員 それは地域のごみゼロリーダーの方が任意でやっておられるし、あるいはやっておられないところもあるということで、市のほうから、なるべくごみゼロリーダーも中小事業者の排出に協力してくれと、強制まではいかないでしょうけれども、指導はやっていないということですか。

○辻課長 今のところは事業系のごみについてはしておりません。家庭系、日常生活上出てくるごみ、ごみ減量・リサイクルの取り組みについて一緒にやりましょうと、ということでごみゼロリーダーになっていただいておりますので。

○原田委員 それに関してですが、実は何区かのごみゼロリーダーさんと出会う機会が

ありまして、大阪府中央区の日本橋の電器街みたいに、商店街がずっとあって、町内会長さんもそのうちの1店舗の誰かがなっていらっしゃるような特色のあるところでしたら、ごみゼロリーダーさんになられていまして、商店街から出るごみをいかに減らすかということに苦心をなされているんですね。

あと、こういう中心部の会社ビルの中での小規模事業者と、居住区の中での中小零細の事業所とは、ちょっと進め方が違うのかなと思いますので、どういう特色があるのか、先ほど服部委員がおっしゃったように、あまり細かいことまで調査できないと思いますが、中小零細の排出形態のパターンみたいなものの調査がやっぱり必要かなと思います。

○大橋委員 私は、このすぐ一筋南のマンションに住んでおりまして、そこは半分ぐらいが会計事務所だったり、司法書士さんの事務所だったり、通販のオフィスだったりするんです。半分普通に住んでいて、半分お仕事に使われているという形態が現実にあります。そのどこから出るごみもすべて、週2回、ごみ置き場に一緒に集められる。ですから、うちのマンションに関して言えば、分けるのは非常に難しいなという実感は持っております。

それから、毎週、資源ごみが出る時も一般ごみが出る時も、ホームレスのおじさんたちが朝早くからごみ置き場を回って、新聞とかダンボール、アルミ缶とか、お金になる部分だけを持って行かれます。そういうところも含めて、民間のリサイクルと呼んでいらっしゃるのかどうかということも教えていただきたいと思います。

○東元専門委員 ちょっと質問ですけれども、資料1の3ページ、シミュレーションをされているところで、私、立場上申し上げるということではないのですが、私自身もちょっとわかりづらいなと思ったのは、これはあくまで仮説ということなのでしょうけれども、試算1と2という比較で、上のほうでは事業系の総量ということで、9条指導、いわゆる大規模特定建築物の指導量をプラスして115万t、下のほうは、許可業者収集量90万tからアパ・マンを引いているということで、実質我々許可業者が82万t。それに対して他都市の組成率をかけて、紙ごみの発生量を出しておられますけど、これはあくまで他都市の組成率なので正確ではないと思います。下のほうの90万tの中にも減量指導をされている部分が入っていると思いますので、そういう意味ではCの15万tに対してDが15万tというのは、何となく許可業者の収集している紙ごみは、一切リサイクルされていないという誤解をまねくようなデータになっているかなと思います。

ちょっと私の認識がおかしいのであればあれですが、9条指導というのは、いわゆる条

例9条で指導されている特定建築物ですよ。我々の収集している事業所に大阪市さんが減量指導に入られて、「紙ごみを減らさないよ」と言って、現に我々も紙ごみを分別回収したりリサイクルしたりしているわけですから、当然、試算2の15万tからDのところでもそれを引かないと、結果としては何かおかしいのではないかと感じたのですが、この点はいかがですか。

○辻課長 前後することになりますけれども、東元専門委員から言われた点ですけれども、試算1で出しておりますのは、平成9年度の京都市の資料でございます、大規模建築物に関わりますそうした指導が入る前でございます。そこに太字で書いておりますように、「事業系ごみ総量に対する資源化可能物の割合」ということですので、発生量を意識して、98.7万t（17年度一般搬入を含む事業系ごみの収集量）と9条指導の関係で大規模建築物の廃棄物管理責任者にご協力いただいている分、紙以外のびん、缶、ペットも入れた数字として16.3万tを足した115万tを対象にしております。

試算2の方は、許可業者さんが収集したごみ対象となっています。収集したごみの量を調査の対象にしていますので、既にリサイクルされた分は抜けています。抜けた後のごみを集めていただいた分の統計数値です。だから、事業系のごみだけを比較をしようと思ったら、許可業者さんに集めていただいているアパート・マンションの分を除いた事業系ごみの総量に対して、組成率が18.7%なので、資料のとおり試算をさせていただいています。試算1は入った数字、試算2は抜けた数字ということで、ちょっと違いが出てきているということをご理解をお願いしたい。

○東元専門委員 そうすると、このCの15万tというのは、組成率で出してきた15万tですよ。90万tに18.7%をかけた数字ではないんですか。

○辻課長 82.2万tに18.7%をかけた数字。

○東元専門委員 ですよ。引いてからさらにかけているということですか。でも、それだったら、引く前の数字がわかってなかったら、これはデータとしてはちょっと整合性に欠けるんじゃないかなと思います。

○辻課長 引く前の数字は、平成17年度に許可業者さんが収集されている量を対象にしています。それが90.2万tですから、そこからアパート・マンションの分だけ引かせていただいて82.2万tです。

○東元専門委員 ということは、既に紙ごみとしてリサイクルしている量は、ここで引いているということですか。で、組成率を単純にかけたやつを全部ごみだとおっしゃって

いるということですか。そういう考え方ですか。

○辻課長 ごみの中に混じっている資源化可能な紙ごみの量という考え方です。

○郡嶋会長 もう1つ、ホームレスの人たちが抜き取りをされているものに対して、これは民間リサイクルと呼んでいるのかどうかという話ですね。

○辻課長 お住みになっていたら、そういう実態があるだろうと思います。大阪市が分別収集している分と集団回収で収集していただいた量を集計したものが大阪市の把握しているリサイクル量です。大阪市はびん、缶、ペットの資源ごみ収集をやっておりますけれども、特にアルミ缶はすごく抜かれておりまして、その量は非常に少なくなっております。従って、それは違うところでリサイクルはされているのでしょうけれども、大阪市が把握する量には入っておりません。従いまして、今、大橋さんがおっしゃったホームレスさんが持っていかれる新聞とかアルミ缶は、大阪市としては量が把握できていないのでリサイクル量には含まれていないというのが現状でございます。

○宮川委員 リサイクル施設ですけれども、3ページの下のほうに、15万若しくは16万tの60%をリサイクル・資源にすることによって、9万t再資源化できるということを書いてありますけれども、例えば横浜でしたら民間施設は100%持込みという形、広島でしたら民間若しくは公共の施設でリサイクルできるという形をとっているんですけど、9万tというのは大阪市内の民間施設で処理可能かどうか把握しておられますか。仮に6割をリサイクルするとしたら、9万tは大阪市内の民間施設で可能とか、量は把握されておられますか。

○郡嶋会長 施設能力ですね。

○辻課長 現実にこういう方向でしようとするなら、実際の処理可能物はなんぼかというのを当然把握しないといかんのですけれども、今はそういうことではなしに、仮のシミュレーションとして提起させていただいています。現実にどうなのかということになってくれば、そのリサイクルルートはどうなのかというのを、もったきちつと調べた上で、施策として提起をしていかなければいけない問題だと考えております。

例えば基本計画で示している9.5万tの減量を実現しようと思えば、紙ごみに焦点を当てれば可能かなと。その1つのシミュレーションとして、この3つの方法はどうかと。しかし、既設のルートをつぶしてはならない。ここのルートをきちつと確立をしていく方向でなければいけない。大阪市が行政回収を行うと、そういうシステムをつぶすことになるだろうという認識から、ちょっと提起させていただきました。

○宮川委員 実は、某市で回収リサイクル業者にアンケートをとったところ、なかなか返答がないということで、処理能力というのは全然わからないというお話がありましたので、仮にこの審議会で「こういうところへ流しますよ」と言った場合、キャパオーバーになってしまったら、またどこかに不法投棄とかの可能性があるので、事前に大阪市でもそこら辺を把握した上で、したほうがいかなと感じましたので。

○郡鴫会長 宮川委員がおっしゃるように、紙ごみというのは市況によりますから、市況が悪くなってくると集めないんですよね。逆に言うと、公共があまり関与しすぎると、それだけ多くなって、今度は減らしていくという非常に難しい問題があります。

そういう面から言うと、市況との関係の中で能力も大きくなったり、小さくなったりするという可能性があります。そのこのところをもう少し正確にはかかっていかないと。ストックヤードも含めて、そのバッファをどうするかというのは非常に重要なので、今後、実際にリサイクルをルートとして整備していく場合には、いくつかのルートがございますけれども、その整合性をとるような形をとっていかないと、せっかく集めてきても、どこかで燃やしているとか、あるいは不法投棄されるとか、非常に難しいことがあります。単にリサイクルがいいからという形ではちょっと難しいと思いますので、よろしく願います。

○小川委員 前にちょっと聞いたかもわからないですけど、中小零細事業者というものの定義といいますか、そこを正確に把握しておかないと、一概にどうするというのが出てこないと思うんです。

先ほどどなたかがおっしゃいましたけど、中小の中の上のほうと零細の下のほうとは全然業態が違うので、1つの手法ではおそらく難しいと思います。どこかで線を引いて、こういう規模のこういう業態についてはこういうやり方をしましょうと。零細といいますか、本当にマンションの中でやられているような人たちの場合は、こういうやり方をしましょうと、何か分けた形を提示しないと、一概に論ずるとするのは非常に難しいような気がしますね。大規模の場合は比較的取扱いが簡単といいますか、一網打尽ということが可能かもわかりませんが、中小零細といいますと、非常にその辺が難しいような気がするので、その定義が明確にあるのであれば、教えていただきたいなと思います。

○郡鴫会長 これの中では、事務所ビルの面積として 1,000㎡以上は大規模という形でやりましょうと。それ以下のものについては、小川委員がおっしゃいましたように、すべてに網をかけて 100%やろうとすれば、きめ細かいことをやっていって、いろんな手法を

やって複雑になっちゃうんですね。従って、通常のところでは10kg未満の排出者についてはなかなか把握できないので、指導も徹底できない中で効果を考えていくと、もうそのままにしようとか、いろんな形の現実的な工夫ですね。理論的に整理をする形できちっとやろうとすれば、おっしゃるようにきめ細かいことを、1つずつやっていかないといけない。だから、どれぐらいで成功したとするのか。大阪市はどういうふうの評価を考えているのか。それによって施策のきめ細かさと、効果というものが出てくるだろうと思います。

○服部委員 最初に質問しただけで終わってしまったので、ちょっと関連して申し上げたいと思います。最初にお尋ねしたのは、今、会長さんがおっしゃったことにも関連するのですが、どういった施策にしていくかに関わりますけれども、際立ったところとか、問題点になるところがいくつかあると思うので、そういう意味で分布と業態というものの把握を是非お願いしたいということがあったわけです。

それは、先ほど原田委員もおっしゃってくださいましたように、既にあるごみゼロリーダーが、ある意味、中小零細に関わっておられる特徴的なところもあるわけですね。できたら今あるごみゼロリーダーのネットワークを使って、そういった情報をまずは把握していただいて、データをぜひこの会議に上げていただく。先ほどお話にも出ていましたように、実際にマンションメーカーの実態もあるわけですので、現在把握可能な形での地域分布と業態分布をまずはお願いをしたいと思います。

2点目は、やはり中小零細企業になりますので、松本委員のような事業者に関わる方からも発信をお願いして、どんな分野とか、どんな形のご協力がいただけるかということ、少し持ちかけていただくのも一案ではないかと思うわけです。

定義で攻めるのが難しいというのであれば、今回、資料の4ページに具体的に想定される減量の手法をあげていて、どれか1つ選べと言われているのではないというのはわかりますし、全部を同じ力配分でやるのかと言ったら、おそらくそうでもないだろうと思うので、その辺をうまく取り混ぜていかないといけないと思います。ここでは具体の事例の手法が出ていて、どれもやってみたい、やるべきだなと思いますが、一律に網をかけるのは難しいのではないかというところがあります。そのあたりのところは、今申し上げたような若干のマーケットリサーチをした上で取りかかっていたのが、いいのではないかという気がいたします。

○郡塙会長 おっしゃるように、きめ細かくやろうとすれば、いろいろな施策が必要に

なってくるわけですね。その中で効果を見ながら優先順位を決めていって、少しずつやっていく。従って、1つには工程表といいますか、タイムスケジュールが必要になるんですね。そういうことを考えていくと、今、服部委員がおっしゃったような調査、資料ですね、どういう業種業態の中で、どういうものがどういう地域で出てくるかということについての資料がおそらく必要になってくるだろう。それに対応した形でどういう施策をやるか。これは、ここの委員会でやるのがいいのか、委員会として実施の段階でそういう形を考えてほしいという提案になるのか。しかも、実施に当たっては、当事者に「こういう方式でこのところは効果があると思うから」という説明をされ、そして意見をいただきながら施策を進めていく。そういうきめ細かいことをやっていかないといけないだろうという気がします。

従って、ここで資料が早めに出せるようでしたら、出していただきたいと思いますが、それができなければ、服部委員がおっしゃったように、実施に当たっては杓子定規に当てはめるのではなくて、業種業態に応じた形での施策を考え、実施をする場所においてご意見をいただくという形をやっていかないと、おそらく効果はないだろうという気はしますね。

○服部委員 先ほど質問をしそこねたことですが、中小零細に学校・公共施設が入っているというようなことを、ちらっとおっしゃったような気がするのですが、もし仮に入っているとすれば、例えば私の所属している大学なども、足元を見てみますと、果たしてそれがどれぐらいやられているかと言うと、甚だ心もとない現状が実はあるわけです。そういう意味で言えば、中小零細に学校・公共施設があるとすれば、まさにそこがモデル的に取りかかって然るべきところのような気がいたしますし、まずはそのあたりのことを調べても悪くはない。

もちろん分別に関する指導とか周知は私の組織でもなされていますが、末端まで実行しているかというのは難しいところなので、ここに事業系版ごみゼロリーダーというのがありますが、学校版ごみゼロリーダーを小学生や中学生、場合によっては高校生や大学生にやっていただいてもいいのではないかなという気が個人的にしておりました。これは他のところで言うべきことかもしれませんが。

仮に小・中・高にやっていただくのであれば、そのプロセスがこんなふうできているということをインターネットで発信していただいてもいいですし、ブログをつくってもらってもいいと思います。もっと言えば、ごみゼロリーダーという言い方ではなくて、今日

来る時いろいろ考えてきたのですが、ごみゼロウォッチャーでも何でもいいですけど、「こんな具合ですよ」という報告をするだけではなくて、悪いところを報告してもらってもいいし、「こんなにいい具合にできているのを発見しましたよ」というご報告を募集して寄せていただくとか、手法はいろいろあると思うんです。仮に公共施設、学校が入っているのであれば、あるのではないかなど。

○郡鴫会長 大学については、いわゆる独立行政法人は、環境配慮型の行動をしなさいということで、環境報告書をつくらなくてはいけない。その中から言うと、かなり大学では学生が動き始めているんですね。市立大学はどうも違うみたいですけど、うちは私立大学ですけども、そういう面から言うといくつかあります。省エネに関しては1%ずつ減らせという形がありますから、これもやらなくてはいけない。そうすると、大学の教職員だけではだめなので、学生が自主的に動くメカニズムができました。そういう面から言うと、法律を守るという形があれば、学生が自主的に。うちも「ニイジマン」とかいうのを着て、たばこを含めてごみをやっている学生が随分出てきているんです。

○服部委員 ですから、発信を促すという感じのコーディネーターを。

○郡鴫会長 それは、大学の先生がやらなくちゃいけないですよ。

○服部委員 もちろんやりますけれども、大阪市内にいくつか大学があるわけですね。そこに呼びかけるということをぜひ市の環境局がやってくだされば。

○郡鴫会長 自主的な行動じゃないのかなあ、大学は。呼びかけられないと、やらないんですか。やってますよね。

○村田委員 うちの大学はNHKに出ましたよ。

○郡鴫会長 そうでしょう？ 大阪市立側の先生方の意識が悪いんですよ。頑張ってください。

○東元専門委員 これは減量推進審議会なので、やはり減量を進める上で具体的にどうするか。資料1の4ページに想定される減量の手法、基本的な考え方ということで、事業系については基本的に排出者責任という大原則がありますけれども、その下に「大阪市は事業者の取り組みに対するコーディネーター」とありますが、やはり排出事業者の方も、この時代にごみを減らさないといけないという理屈というのは、十分わかっておられると思うんですね。ただ、その後の流通、流れが、出す側にどれだけ情報としてあるのか。そういう意味では、私どもの協会ももっと情報提供をしていかなければいけないのかなということも実は考えています。

この考え方の中で、大阪市主導だけではできないと思うんですね。むしろ大阪市さんが推進する、そういうことを啓発するという立場になられるのは大いにわかるのですが、出された方が誰に頼んだらいいのか、どんな方法で運ぶのか、あるいはそれがどこへ行くのか、その流通がすっかり見える状態がなければ、なかなかこういうのは進まないのかなと。

そういう意味では、少し手前勝手になりますけど、事業者というのは、排出事業者さんだけではなくて、例えば収集業者や再生業者という存在もこの中に入れていただかないと、ちょっと寂しい感じが私はしました。ぐるっと回る、循環するという形態を考える中で、出す、その次に運ぶ、そしてどこへ行き着くのか、その辺のところをもうちょっと情報提供としてしっかり出しておく必要があるのかなと。

それから、今回、10kg未満の話がありますが、我々、普段ごみを扱う中で、10kgの基準は、正直申し上げて排出者のところへ行行って量っているわけではないですよ。果たしてこの10kg未満の施策を、排出事業者のどれぐらいの方が、実際認識されているのかというのは、ちょっと私もわからないところがあります。感覚的には、新しいお店ができてご商売をされる方は、「毎日ごみを取ってくださいね」という感じで許可業者に収集を委託するというケースが多いですよ。我々も、そういう意味では、10kgであるかどうかよりも、事業所のごみ、特に飲食店のごみなんていうのは、家庭もそうですけど、毎日取ることで清潔を維持管理するという目的があるので、10kgであるかどうかは、ないほうがもっとすっきりすると思いますかね。

と言うのは、10kg未満の排出事業者の方が本当に10kg未満かどうかというのは、ちょっとわからないところなんですね。大阪のまちの中でわかりやすい例は、2階建てのお家があって、1階はお店をしておられて、例えばお好み屋さんとか、たばこ屋さんとかいろんな商店がありますが、その2階に住んでおられる。こういう方が比較的この10kg未満のところに入っておられるのかなと思いますが、例えば当社でも10kg未満の方で毎日収集させていただいているところもありますので、実態としてこの10kg未満を1つの基準にしてどうなのかというのは、もうひとつ明確ではないところがあるというのが現状ですね。

やはり他都市の例にもあるように、基本的には事業所のごみ、商売のごみは排出者責任、排出者にコストを負担していただくのが考え方としては妥当なのかなということで、今日、大阪市さんからもそういった資料をいただいています。

それと、前々回に、少し処理コストのところでも触れさせていただいたと思いますが、大

阪市さんが無料で、10kg未満を約8万7,000t収集されているということで、あまりお金の話をするとあれですが、実際、直営さんが収集されると、我々民間よりコストが高いんですね。これはどこの都市でもそうだと思います。大体3倍ぐらいのコスト。我々がやると3分の1。少し前のデータでは、大阪市さんが収集すると、キロ当たり34円ぐらいのコストがかかっている。処分コストは、焼却と焼却した後の残渣の埋め立てを含めてキロ13円ですから、両方で45～6円かかっていますよというデータがありました。これを考えると、約40億ぐらいの税負担で事業系のごみを無料で大阪市が処理しているという実態が現にあるわけで、これを民間がやるのか直営が引き続きやるのかということ少し置いておいても、事業系のごみについては有料化していくというのが当然の姿かなと。

収集運搬コストで34円かかっている。大阪市の規定料金が24円ですから、少なくとも24円いただければ、大阪市の税負担、財政負担も軽くなるということもあって、事業系ごみについては家庭系ときちっと区分をするというのが適正ではないかと私としては思います。

○郡塙会長 具体的な施策を展開していく上での1つの示唆だと思います。

○原田委員 今のことに関連するのですが、手法の3つのうちの一番下、地域における集団回収の活用という時に、地域の中にいっぱい小さなお店とかがあると思いますけれども、今お話のあった10kg未満で出しておられる時は、別に分別しなくても経費をかけずにごみが処理されるという現状があるとしたら、地域のほうで回収して資源化しようと呼びかけた時に、資源化に対してすごく理解があるところは、そういうところに出しましょうということになりますけれども、地域の集団回収に流れますと、コスト面で全然優遇されない可能性があるんですね。もし10kg以下も有料であるという前提があるのならば、これまでごみに出していたら経費がかかっていた分が、その中の資源ごみを抜いてごみ量が非常に減った場合、自分たちが出すごみ処理料が減るというメリットが出てくるので、やはりそこでインセンティブが働くのかなというふうにも思います。

○郡塙会長 それは前提にされていると思いますね。このところは、中小企業の形から言うと、初めから有料化ですので。そうしないと意味がないですからね。

○藤田副会長 この直営収集の10kg未満を、現在、無料でされているわけですけど、おそらく無料ということを決められた一番大きな理由としては、1つは家庭と事業との区別がつきにくいという実態があったことが理由だと思うんですね。私は個人的には、その当時の決めた理由をもうちょっと守っていくべきではないかと思っています。

と言うのは、現状で一般の廃棄物を有料化できない段階で、10kg未満に対して事業系だ

から有料化するというのは、論理的には少し難しいのではないかという気がするんです。それはなぜかと言うと、今言ったように、家と事業の間の区別がまったくつかないような業態がたくさん残っているとすると、やればやるほど混乱してくるのではないか。それだったら、いっそ一般の廃棄物も有料化して、だから全部有料化ですよという方向へ行かない限り、おそらくいろんな調査をすればするほど、何かわけのわからないデータばかりが出てくるような気がするんですね。

むしろ今までの各委員の発言を見てきた範囲では、先ほどの論と同じですけど、一般の廃棄物と家庭から出てくるごみとが同等だとすれば、皆さんがおっしゃるように、そこで「分別をしてください」ということを進めていくしかないのではないか。同じようにやってくれば、先ほどの試算ではないですけども、大阪市の目標である9万tは達成できそうであるというところに来るだろうなという気はします。

ただ、1点だけ、これは業者の方がまさにおっしゃったとおりで、そんなにどんどん紙をリサイクルのほうに回しても、本当に処理してくれるのかなというクエスチョンがないことはない。それは一応できるという大前提で考えていけば、むしろ現実の目標を達成するためには、中小の、特に無料の部分では、家庭と同じようにしてリサイクルをどんどん進めていくことをやらざるを得ないのではないかという気がするんですね。非常に現実的な意見です。

○小畑委員 今回、10kg未満の問題が出ているのですが、元々は廃棄物処理法自身のごみについては無料だと言っていたのは、衛生的見地から不法投棄防止という立場でそういう方向でやっていたと思います。今日、そういう衛生的見地というのはかなり進んできたということと、世の中全体がごみの減量という方向に変わってきた中で、この10kg未満について考えるべきだと思います。

それはどういうことかと言いますと、市が中小企業のごみを取るというのは廃棄物処理法もそうになっていますし、そこは何ら問題ありませんが、問題は、事業系ごみについては排出者責任がかかっているという点で、排出者責任については、量の多い少ないで排出者責任が消えたり消えなかったりするのとは変だと思います。たとえ10kg以上出そうと、10kg未満であろうと、排出者責任というのがある限り、それはそれなりの一定の料金を取るという方向が本来正しいのではないかと思います。家庭系のごみについても、大阪市はまだそこまで行っていませんが、全国的にはかなり有料化という方向に進んでいるわけですから、事業系ごみについては10kg未満は無料だというここは、一定の整理をする時期に来た

のではないかと思います。

○松本委員 10kg未満が無料であることについて見直しをしようということに異を唱える気はありませんけれども、やはり大阪市の事業者の方々の今までの成り立ち等を十分慎重に見た上で、次の行動に移すべきかなと思います。やはりそこは大阪市独特の、非常に優れた制度だと評価されている方もいらっしゃると思います。

それと、紙ごみを資源化することでトータルの一般ごみ量を減らそうということで、もちろんそうすべきだと思いますが、大阪市のパンフレットを見ていると、家庭ごみについても、今、新聞やら紙類については資源ごみとしての収集はされていないということですが、私が今まで住んできたところはほとんど行政が分別収集していたので、どうして大阪はこれまでしてこなかったのか、あるいはこれなかったのかというところをお聞きしたいなど。ひょっとしたらその理由の1つに、郡嶋先生がおっしゃった古紙のマーケット見通しという話もあるのかもしれないですけども、他の行政がやっている中で、どうして大阪市はしなかったのかということをお聞きしたいと思っています。

それから、もし紙を抜き、あるいはプラスチックを抜き、一般ごみの組成がどんどん変わるという中で、大阪市さんの持つておられる焼却炉について、ごみの構成比率が変わることによって何か支障が出てくることがないのかどうか、その辺も教えていただければと思います。

○郡嶋会長 重要な指摘ですね。

○辻課長 松本委員から言われました1つ目の事業者の関係ですが、これを適用していくについては慎重に対応すべきだと思っております。5ページの課題のところでも我々も書いておりますのは、やはり長い歴史がございまして、昭和11年に受託制度ができてからの歴史がございまして、まさに有料にしていくについては家庭ごみの有料の問題と同じような部分が出てくるのではなかろうかと思っております。いわゆる税金を払っているのに料金を取るのかというご意見もございまして、事業者への啓発とか指導体制をどうするかというのが一番大きな課題だと思っておりますので、非常に貴重なご意見と思っております。

それから、紙ごみの問題で、他のところは行政がやってきたではないかと。我々のほうの基本的態度といたしましては、平成6年ぐらいからびん・缶の分別収集に取り組むわけですけども、その時に紙ごみを分別収集しなかったのは、紙ごみはまだ有価で動いていた時代でございまして、そこに依拠した体制でいかなければいけないのではないかという認識だったと思います。平成3年頃に、この審議会の前身で「大阪市のごみ減量を考える

懇話会」というのがございまして、そういう面も含めてどうあるべきかというご意見も、郡寫先生とか高月先生にいただいたのではないかと考えているのですが、要は、有価で動いている部分については、そのルートできちんと回しましょうということだったと思います。

1991年ぐらいだと思いますけれども、ものすごく円高になって、1ドルが79円台に入ったことがあったと思います。そのころに古紙の市場価格はむちゃくちゃ落ちてしまって、他の都市でも、これではいかんということで行政回収を始められたわけです。逆に行政回収を始められたために、よけいに古紙の量が集まってくるが、値が落ちる。じゃあ、どうするのかということで、集団回収の団体に補助金をつけたり、回収業者の団体に補助金をつけたりということになってきたと考えております。結局、それが長い間積もり積もって、そういう制度が残った結果、リサイクルは進んでいるけれどもリサイクル貧乏という言い方をされる都市もございまして。別の支出があるということでございまして、我々としては、資源回収のシステムとして回るところについては、きちっとそのシステムでやっていくのが今の「循環型社会形成推進基本法」の中での精神ではないかと。そんなことで大阪市はなかなかそこへ踏み込まなかったと思っています。

○郡寫会長 それから、焼却場の熱量の問題ですね。紙とかプラスチックを抜いてしまつたら。

○蓑田建設企画担当課長 現在、焼却工場を設計します場合に、かなり上のほうのカロリーから下のほうのカロリーまで、ごみが持っている熱だけで燃えるように設計しております。現状、ごみカロリーが2,200ぐらいですが、下のほうは1,400という低いカロリーまで燃えるように設計しておりますので、紙ごみやプラスチックのリサイクルがかなり進みましても、その持っている熱だけで燃焼させることができるところまで考えてやっております。

○郡寫会長 サーマルの観点からはどうですか。サーマルリサイクルの観点から言うと、十分熱量は確保できるのか。燃えるのは燃えるけれども。

○蓑田課長 確かに紙ごみのカロリーは高いので、それだけ抜きますと、2,200というカロリーが2,000とかに下がってくるのは間違いございません。ただ、そうは言っても、一方では厨芥とか水分が多いものとの比率の関係がございまして。厨芥が全体の40%ぐらいですが、非常に厨芥が増えて燃焼に困るということにはございませぬので、設計上特に問題はないと思います。サーマルリサイクルとしては、燃焼しましたうちの15%~20%

近くを熱として回収する設計にしておりますので、2,000を切ったところでも発電はできるということになっております。

○花嶋委員 先ほど服部委員からご指摘もあつたと思いますが、2ページの直営収集の「中小零細（受託）（有料）」というところに、たぶん市立の小学校とか中学校とか大学とか役所関係とか、そういうところが含まれるのではないかと思うんですね。これを今直営でやってらっしゃるということですが、市立であろうとそうでなかろうと、学校は学校だし、一般の施設は施設だし、区役所も事業所として同じルールで許可業者に収集をしていただく。急に変えろとは言いませんけれども、そういう方向へちゃんと統合していったほうが、むしろ地域のリーダーとして同じ条件で頑張っていただけではないかと思ひますし、大阪市立大学さんが頑張って減量とか活動をしていただくやり方が、同じように他の大学にも適用できるということにもなっていくと思うので、なるべくルールはシンプルにされたほうがいいのではないかと思ひます。

そういう意味では、私は、10kgは過去の経緯がいろいろあつて、本当に今もまだ10kg基準が適当なのかもしれませんけれども、なるべくルールはシンプルに、小さな事業所でもやはり事業系のものは有料であり、家庭系のものは今のところ無料で収集をしますというルールにしたほうがわかりやすいのかなという気がいたしました。その上で、実際にそれが全部守られるかどうかというのはまた別の問題かもしれませんけれども、なるべくいろいろなところのルールは、シンプルにしていったほうが、暮らす側としてはわかりやすいのではないかと思ひます。

○郡鴫会長 ここでは、直営収集は、学校も含めて有料になっているわけですよ。有料だから、直営でやろうと民間でやろうとお金を取られているわけですから、ごみの減量のあり方としては何ら意味がないんですね。花嶋先生がおっしゃるように、そうではなくてルールとしてシンプルにしましょうと。上のほうで事業系のごみはすべて排出者責任だよという形の中で、事業系はすべて許可業者にお願いしましょうというのとはちょっと違う話なんですよ。

有料化は有料化ですから、これを民間業者にしたからというのではなくて、やっぱり意識の問題で、これだけお金を税金でもらつて、市立とかの学校がそれだけのお金があるのだったら出そうという形なのか。それとも、減らさなくてはいけないというので浮かしても、それは市のほうから出てきているので意味がないという形になっているのか。そのところが問題なんですよ。

ドイツのようにフィフティ・フィフティの原則で、減らした分が浮いたら、浮いた分の半分は備品を買う、そのかわり半分は市に返すというような形ができれば、おそらくインセンティブとして動かなかった人がお金でつられて動くようになる。その前に私が言っているのは、大学だったら、お金でつられてやるよりも我々自らやりましょうという話なんです。それが大学人の自覚ではないかということを行っているわけです。このところは、それが2つ一緒の形になっているんですね。

○花嶋委員 非常によくわかるのですけれども、有料とはいえ、例えば直営でぼつぼつある学校をぼつぼつ回るよりは、その地域の許可業者さんに回したほうが効率的であろうし、それからどうも細部のところでお金を払っているかどうか……。

○郡鴫会長 効率的だけれども、それはごみが減ることにはつながらないでしょう。ただ許可業者のほうが効率的に集めるというだけで、許可業者はその分だけ儲かるという話ですね。あるいは、CO₂が減るのかもしれないけれども、それだけの話で、ちょっと話がこんがらがっているような。

○花嶋委員 ただ、全く同じルールでやっているかどうかによって、それを真似しようとした時に、できたり、できなかったりというようなことがある。私どもの事業所は大阪市内にあるわけではないですけれども、そういうことが実際にあったものですから、やはり同じ規模の同じルールのものが近くにあると非常に真似をしやすいということがありますので、ぜひ同じルールでやるといいのではないかなと。いろいろな意味でいいのではないかなと。

○郡鴫会長 ルールをシンプルにするというのは、1つの考え方だろうと思います。

他にございますでしょうか。

これを厳密にルールに基づいてやろうとすると非常に難しい問題ですし、またある意味では机上の形になりますので、おそらく審議会で方向性を出して、具体的にそれをさらに詰めていったら、かなり問題が出てくると思うんですね。従って、実施に当たっては、何人かの委員の皆さん方がおっしゃいましたように、これに関する情報提供、情報公開をしながら、皆さんに理解を得ながら、何が課題なのかを共有化しながらやっていくということ。2つ目には、その適用を杓子定規にやるのではなくて、その場その場に応じた形をやっていかないとだめですねというのが、1つの方向性だろうと思います。それを踏まえた上でやっていただくということが一番重要なことで、ここでは1つの方向性のある程度示して、それに沿った形で、実施においては少し柔軟にやっていただく。

確かにこの3つの方式を提案されて、どれがいいかと言われても、どれも一長一短がございます。服部先生がおっしゃったように、3つともそれぞれのところでモデル的な形で実験をやってみて、こういう条件のもとだったらこれが一番いいとか、いくつか出てくるだろうと思います。そういうことを考えながらモデル実験をやらないと、社会実験をいきなり1つの方法でやると混乱しますから。実施の場合に、今日皆さん方からいただきましたご意見を反映させながら実施をしていただくという形になると思います。

ただ、そういう面から言うと、我々は事業系のごみの減量の話をしておりますが、今出てきましたように、「ルールはシンプルに」とか、「排出されているものについては排出者責任」といういくつかの原則がございますので、その原則を生かしながら、なおかつ適用に当たってどうするかということについては、もう少し議論がいるような気がします。従って、今日議論していただきましたところをまとめていただきながら、さらにその上に深まった議論ができればと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他に何かございますか。

○村田委員 服部先生の意見に関連しますが、事業系のごみゼロリーダーの創設の検討、あ、いいですねというようなことですが、日本橋の商店街、それから天満のマンションあるいはオフィス、例えば弁護士ビルなんかで我々よく見聞きするのですが、20か30ぐらいのオフィスがあつて、そこから毎日出てくる紙、私自身も毎日紙屑カゴにいっぱいほかすわけですが、いっぱい紙が出てくるわけですね。

あるいは、東成区とか城東区のように中小の町工場、家内工業があるところ、あるいは西区のマンションの繊維産業をやっておられるところとか、あるいは駒川町の商店街、千林商店街、そこで活躍されているごみゼロリーダーは、活躍のあり方が違うと思いますので、そういったモデル、こういったケースがありますというサンプルを大阪市のほうから提示していただいて、こういうパターンも考えられるということを審議会の中で議論したらいいのではないかと思います。その点、いかがでしょうか。

○郡嶋会長 ごみゼロリーダーのイメージですよ。

○服部委員 それに関連して、今日、地下街を歩いていまして「火は出さない強い決意は浪速の何とか」というキャッチフレーズがあつて、結局、商店街単位でやるというのはとてもいい具合だと思うんですね。中小事業者が集まっていますので。このプロジェクトに関しては、商店街にご協力をお願いしてモデルをお出しいただいてもいいのではないかと。非常に結束力もありますし、ネットワークもできていますし、事業者の集団ですので、案

外10kg以下のことに関して具体的な動きをしていただけるのではないかと思います。

○郡嶋会長 それぞれのところでは少ないけれども、商店街全体としてやれば集まってきたりリサイクルできるとか、そういう可能性があるわけですから、1つは、最初からごみゼロリーダーを中小企業なんぼにいくらというような言い方よりも、単位としてそういうところにターゲットをされて、そこからごみゼロリーダーをつくれ、そして研修されて、その中で服部委員や村田委員がおっしゃったように、1つのモデルとしてのベスト・プラクティスを共有化しながら、少しずつ広めていくという形のほうが、より現実的かもしれませんね。最初からいきなり中小企業の人たちにごみゼロリーダーという形ではなくて、ある程度のまとまりとしてやっていく。そうするとオフィス町内会的なものが見えてきますので、そういう形ですよ。

○藤田副会長 全く違う意見ですけど、個人的には、自分もそうですけど、紙のごみをそのまま捨てたくないという人が圧倒的に多いと思うんですね。それはプラスチックでも同じだと思います。ところが、分別したとしたら一体誰が集めてくれるのかというところで困るんです。大阪市としても、市のほうの体制をもう一回建て直しをしないといけないのではないかと思います。例えば徹底的に分別をしたら、市としては集めてくれるのかどうかというところです。

先ほどどなたかがおっしゃったように、集めた時にこういうところへ行って、こういうふうな形になって、こういうものになりましたとか、そういうことが見えるようにしていけば、例えば地球の温暖化とかサステナビリティとかいうかつては高邁な思想が、我々にとってほとんど定着しているように思います。だから、あまり一生懸命やっていくよりは、むしろ制度的なものを、もうちょっと整えたほうがうまくいくのではないかと思います。気はするのですが、辻さん、いかがですか。

○辻課長 藤田先生からおっしゃっていただいたことですが、我々のほうとしては、ここにも提案させていただいていますように、どのごみがどう流れるかという情報提供は非常に必要だと思います。むしろ市民の方にできる限り情報提供して、リサイクルで回る分については、回るルートに回していくということを大阪市としてはコーディネートしたいと思っています。そのための情報提供はやっていきたいと思っています。ただ、大阪市の直接収集に携わるということは、はっきり申し上げて考えていないと、そういう方向です。

今は、発生抑制をして、再生利用の段階で回る分を、もうちょっと行政としては気づか

せていくような情報提供がないかと。それに対して我々ができるコーディネートをしていきましょうと。それが前回の「一般廃棄物処理基本計画」の中のあり方についてご提案いただいた趣旨かなと。それも、単にコーディネーターではなくて、積極的なコーディネーターをなさいと。大阪市に今不足している部分についてやっていくことによって、市民の皆様が自主的に資源回収のルートに流していくことが増えて、大阪市のごみが減っていくのではないかとという趣旨だと思います。言っておられることは、同じことだと思います。

○藤田副会長 大阪市としては、できるだけそういうふうな形でというのはわからないではないですけど、よく聞かれるのは、川崎のオフィスから出てくる紙をリサイクルしている工場を見学しましたけれども、特に機密文書ですから、相当高額のお金が取れるのですけど、最後に出てきた商品というのは、やっぱり紙が出てくるわけです。その紙はトイレットペーパーになっている。ところが、「誰も買ってくれません」とぼやいてる。結局、処理業者としては成功しているんです。だけど、リサイクルをするという意味では、必ずしもアウトプットのほうの流れてこない。

大阪市としては、例のグリーン購入とかを含めて、いろんな制度を持っているわけですよ。その辺のところをコーディネートの中に入れていかないと、結局は回らない。業としては成功しているけれども、あくまで高いものにだけしか対応できない、安いものはコスト的に合わないということになると、回らずに焼却炉へ行ってしまう。そのところをどこかで大阪市としては関わるべきではないかなという気がするんです。

○郡嶋会長 「オフィス町内会のイメージについて」という図が中途半端なんですよ。つまり、オフィス町内会をやったのは、小さな事業所が出しても、わずかなので取りに来てくれない。それを集めるための仕組みとして、定期的な回収をしましょう。でも、それだけではないですね。それを再生業者に持って行ってトイレットペーパーになった。これも、それぞれ排出したところがちゃんと換えましょうという形で回す仕組みをつくるんです。そういうふうに見せていかないと、これだと集めるだけで回っていかないです。

ところが、さらにこのオフィス町内会がNPO法人になって何をやっているかと言うと、間伐材もきちっと回していきましょうという形の仕組みへどんどん上がり始めてきています。言い換えると、上流から使った後のこともすべてを1つの循環の輪につくっていく。そういうものを見せる仕組みとしてこれをやっていかないと、これだけだったら、回収業者に任せたらリサイクルは進みます、その後のことなんか考えてないじゃないかという議

論になります。オフィス町内会の基本的な考え方はこれだけですと言われてたら、ちょっと困る話で、トイレットペーパーもそれぞれ協力したところのトイレに入っているという仕組みをつくっているんですね。まさに仕組みづくりが重要な話です。

○服部委員 郡嶋先生がほとんどまとめてくださったのですが、コーディネーターってとてもいいなあと思ったのですが、もう一步踏み込んで、今おっしゃったようなぐるっと回っていく仕組みになるように。今ですと、何となく既成の排出者と処理する人と行政という3者ぐらいですけど、もっといろんなアクター、例えば購入する消費者とか、それはある時は消費者の顔をしているけど、ある時は排出者になるわけですね。それを仮にアクターと言えば、行動する人のいろんな側面を意識しながら、うまいサークルをつくっていただく立場にぜひ大阪市が立っていただく。今ですと線にしかすぎませんので、ぜひ輪にしていだけるように。

○郡嶋会長 行政というのは、そういう面から言うと、入ってくるごみがなくなればというのは清掃局で、資源化とかそういうのはまた別の部署になって縦割りなので、そこらを環境局が打破できるかどうか。おっしゃるように、1つには制度的にはグリーン購入をどうするんだと。率先的にそういう形のものをどうするかとか、そういうものまで含めてやっていくと、「それは環境局が口を出すものじゃない」というふうになってしまうのかもしれないと思いますが、そのところをどう打破していくかですよ。そこが必要だろうと思います。

○服部委員 ぜひ他部局と連携いただけたらと思います。

○東元専門委員 この話の中で私が思うのは、物をつくったり売ることにはすごい情報がいっぱいあって、皆さん関心があるのですが、捨てるものに対しては、明日の朝きれいになっていたらいいというのが現状だと思うんです。我々もそういう自負でやっているのは事実です。

やはりできるものとできないものは、きちっと整理しないといけないと思うんですね。できないものまでリサイクルをかなえようなんていう夢のようなことを言っても、少し論点がずれるかもわかりませんが、今、廃棄物が中国にすごく輸出されています。廃棄物と言わずに有価物ということで国境を超えて、プラスチックとかコンピューターのIC基盤とか、それこそパチンコ台まで海外へ移されています。ただ、一方では、私も実際に現地を見たことがないので、推測で言ったらいけないかもしれませんが、すごくいろんな問題が起こってきているんですね。近い将来、そのしっぺ返しがすごく怖くて、ごみを外

へ持ち出すということは決していいことではないのではないかと。できるだけ地域で回っていく、あるいは国内で回っていく考え方。

それも、再生品をつくろうというのは意気込みとしては非常にいいですけど、それにお金とエネルギーを使って、それに相応する廃棄物が出てくるというのは非常にナンセンスなので、議論の組み立てとしては、きちっと焼くべきものは焼く。そのほうが安全で安定して処理ができるものは、やっぱり焼くべきですし、今現在きちっと流通が確保されているものについては、できるという情報を出せるようなことをここでしっかりつくっていかないと、上辺だけの議論で終わってしまう。

現実には非常に厳しいところもありまして、特に大阪の排出事業者さんは、はっきり言って捨てるものにお金をあまり払いたくないというのが本音です。今、傾向として起こっているのは、お店が暇でごみが減ると、「ごめんなさい。明日からもう大阪市に出すわ」という声がやっぱりあるんですよ。これは、大阪市に出せば無料で処理してくれるということで、確かに経済的に言ったらそういうことだと思いますけれども、現状はまだまだ低いといえますか、そういうところがあります。

それと、私もこういうところに出ささせていただいて勉強になっているのですが、大学の先生がたくさんいらっしゃる中で、ごみに関する産学連携とか、そういうものが具体的にもっと発展していかないのかなど。前から私もちょっと興味があって、製造業では産官学とか産学連携がすごい進んでいるのですが、廃棄物ではあまり聞いたことがない。

私も個人的には、廃棄物のリサイクルではなくて、リユースとかリデュースという意味では、それこそ芸術大学さんと情報交換をしながら何かできないかなということもいろいろ考えたりしています。

ごみをうまく回していく上で、税金の負担のあり方はいろいろあると思いますけど、決して処理するだけではなくて、例えばそういう情報に対して補助していただくとか、あるいは循環させるために大阪市から何か補助をしていただくとか、そういう経済的な負担をしていただけるようなところもあれば、もうちょっとうまくいくのかなど。正直言って、やっぱりリサイクル費は高いですし、処分よりも絶対高いです。これが事実です。

○郡塙会長 ただ、リサイクルが高いから燃やしていいという論理は、ちょっといただけないような気がしますね。やっぱり今の環境問題というのはバックキャスティングをやっている、「将来にとって」という形であって、将来どういう形であるべきか。それがなかなかできないために、皆、フラストレーションを起こして、金が高い、リサイクルなん

ておかしいということを言い出す学者も出てくるわけでした。

そういう面から言うと、何をもって将来に備えるのか。言い換えると、我々が今、ごみに対して、あるいはリサイクルに対してコストを払わなければ、将来は確実に命で払わなければいけない可能性もあるわけですよ。そういう形を避けるために我々は今どうするのか。それをどうやって少しずつ実現して、これが市場の中で回るようにするかというのが循環型社会の考え方でした、そういう面から言うと、今現状でお金がかかるから、どうもできないからやめようという話ではないような気がします。

冷静にならなくてはいけないのは、まず我々は、将来にどういう社会をつかっていこうとするのか。そこの施策をやるために、少しずつ実現していけばいい。ここの施策ができたから、これを実施したから、明日からそれがすぐに実現すれば、学問もいいと思いますし、現実も進むと思いますが、皆悩みを持ってやっている。それでも、そこで折り合いをつけながら、少しでも我々の未来のために、あるいは未来の子のために我々は何ができるか。その我々の責務を見ていくことが非常に重要だろうという気がします。そういう面でのビジョンをきちっと出していかなくてはいけないと私は思います。

○花嶋委員 先ほど来皆さんのお話をうかがっていると、ごみに関する関心とか、ごみをただ、今減らすのではなくてどう回していくかみたいなことを、皆さんにしっかり認識してもらわないといけないということで、このごみゼロリーダーの事業系版をつくるのもいいと思いますけれども、そのような頑張る人を個人的に応援してあげようというので、東京商工会議所がエコ検定というのをやっていますね。その例えばごみ検定というか循環検定。循環検定よりごみ限定のほうが話が見えやすいかもしれません。

○郡鴫会長 ごみ検定は、京都精華大学がやっていますよ。

○花嶋委員 あ、そうですか。例えばこのごみがどう回っていくとか、あるいはオフィス町内会と言った時に、実は出すだけじゃないんだよというような話をもっと広く見られる、ごみについて、もう少し幅広いリーダーになっていただけるような人をつくる。大阪商工会議所の方もいらっしゃるようですので、大阪ごみ検定。大阪市に限らないと思いますけれども、例えば大阪市の環境事業協会みたいなところで検定をやっていただくとか、ごみに関して皆さんの関心を高めて、かつ幅広い認識を持っていただく。

捨てたらおしまいとか、リサイクルしたら、それでいいことをしたからおしまいではなくて、リサイクルに分けても、それがどうなっていくのか、もう少し心配しなければいけない。先ほど東元委員が言われたように、中国へ行っちゃったらそれでおしまいではなく

て、その後どうなるのかなというようなことを、何が正解というわけではないけれども、もっと広くとらえて考えられるような人材の育成も、併せて考えられたらと思います。

例えば減量推進員が各地にいますけれども、私の地元でも、自治会で回ってきたら、年に1回研修に行ってじっと座ってればいいんだみたいな状況がよくあるので、そうではなくて、その人にもっと積み重なって行って、その人がもっと評価されるような仕組みをつくってはどうかと、このお話を聞いていて思いました。

○郡鴫会長 おっしゃるとおりですね。人材をどうやって育てていくかというのは、情報の提供だけではなくて非常に重要な話ですので、そういう面から言うと、ごみ検定はすでに京都精華大学がやっているの、商標登録を侵害するので大阪商工会議所はできない可能性がありますけれども、そういう手法を使いながら、人材をどうやってつくっていくのか。そして、その人たちが、いやいやながらではなくて、自分たちのライフスタイルを変えていくんだと。その先に明るい未来が子どもたちに出てくるようなことが見えてこないといけない。

将来の環境というものを明瞭化することが重要な話でして、最近の人たちはなかなか小説を読まなくなっていると聞いていますけど、活字離れで、小説の中で想像するということがだんだん減ってきているために、未来がどうも我々の頭の中で描けなくなってしまう。そういう面から言うと、未来を見据えた上で、ビジョンを共有化させる。そして、努力をしてもらえる人材、あるいは協力してもらえる人材をつくるという形が必要だろうと思います。

○大橋委員 ISOを取得している事業者でしたら、ペーパーレスにしないといけないとか、カートンとかコンテナのリユースというものを、事業者自身が考えるのですけれども、そういうことがコスト削減にも関わっていくんだという認識で、10kg未満の排出事業者に関しても、紙ごみをリサイクルする前に、「こうしたらペーパーレスにしていける。それはおたくにとってもコスト削減になるんです」というような具体的なアプローチも、「リサイクルしなさいよ」とか「お金払いなさいよ」と言う前に必要なのではないかと思います。

○郡鴫会長 あくまでも3Rの中の優先順位というのをやっていかななくてはいけない。

まだまだ議論があると思いますけれども、今日はこれぐらいにしたいと思います。ただ、1つ、私が気になったのは、大橋委員がおっしゃっているホームレスの人たちですね。彼らのやっている役割をどういうふうに社会の中に位置づけるか。これは、むしろ市場経済

とも違う、公共経済とも違う、社会経済という形で、発展途上国、特にブラジルなんかでは、そういう人たちをまとめてホームレスの協同組合をつくった上でリサイクルをさせるということで、積極的にリサイクルルートの中に取り込もうとしているんですね。

ところが日本では、それは市に出したのだから市の財産だ、それを取るのはいけからん、そういう人たちが取るのはだめだという形の動きもいくつか出てきている。そういう面から言うと、どういうふうにそれを位置づけるかというのは、ある意味では重要なことだろうと思います。あまり大阪は、関わりたくないのかもしれませんが、そこはやっぱり行政ですよ。どういう形の関わりかというのは、温かい大阪をつくっていく上においても必要なことだろうと思いますので、そういうことも含めてやっていただけたらと思います。

こういう形の議論が続いてくるだろうと思いますので、この課題については一応終えて、また新しい課題を次回にお願いしたいと思います。

○辻課長 どうもありがとうございました。いろいろ貴重なご意見をいただきましたので、まとめさせていただきたいと思います。

次回の日程等をお諮りする前に、資料2をお渡ししておりまして、簡単にご報告だけさせていただきますたいと思います。

一般廃棄物の処理基本計画をつくらせていただきまして、平成18年度からスタートで、平成22年度を最終目標としております。これまでは逐一、月ごとの報告をしてきましたけれども、今日の資料2は、平成18年度がどれだけ進んだかということについて、基本計画の数字と併せて示させていただいております。

大きな流れで申しますと、2ページ目に進捗状況を書いておりますように、家庭系については、平成16年の数字から、平成22年度に55万tにしようということで、今のところ順調に平成18年度で約1万tを減にしております、平成22年度まであと3万tということになります。事業系のごみでございますけれども、いろんな事業者の資源化の取り組み、さらに排出事業者のご理解、手数料の改定とかがございまして、今のところ3.9万tの減量になっております。平成22年度まであと5.6万tということでございます。

全体の量を3ページに記させていただいております。折れ線グラフが実績の量の比較でございます。平成18年度で大阪市の処理する全体量といたしましては155万tまで来ております。平成18年度は棒グラフが2つございますけれども、右の網かけになった分が平成18年度からの新しい減量目標値でございます。その処理量以内に入っているということで、市民や事業者の皆様方のご協力のおかげだと考えているところでございます。粗大ごみを

有料化しておりますので、その効果が平成19年度では大きく出てくるのではないかと考えております。以上でございます。

それでは、次回の日程でございますが、事務局といたしましては10月16日火曜日、14時30分ということで、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○郡寫会長 次回は、10月16日2時半からということで、よろしくお願ひします。場所については、追って連絡をしていただくとお願ひします。

本日は、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。次回もまた新しい課題について、ご議論をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○縣課長代理 本日は、郡寫会長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、誠にありがとうございました。引き続き次回も、どうぞよろしくお願ひいたします。

閉 会 午後4時10分